

## 第1部 調査研究事業の概要

### 第1章 調査研究事業の背景・目的

#### 調査研究事業の背景

- 子育て短期支援事業（以下「本事業」と言う。）については、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、孤立した育児によって虐待につながることを防ぐ、子育て短期支援事業等の市町村の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図ることとしている一方で、**市町村における支援の供給量は、令和元（2019）年度の実績を見ると、子育て短期支援事業のショートステイが約9万人日／年、要支援・要保護児童1人当たりで見ると約0.36日／年と整備が遅れており、また、児童虐待による死亡事例の検証結果（第18次）を確認すると、行政機関等による子育て支援事業の利用状況について、「心中以外の虐待死事例」（47例）のうち、子育て短期支援事業の利用「あり」が0例であったことから、支援を必要とする家庭に届いていない実態**がうかがえるとの指摘がある。
- 加えて、「社会的養育推進計画の策定要綱」においては、子育て短期支援事業の抜本的拡充に向けて都道府県・市町村が連携して質・及び量の確保について検討すべきであるとされている。

#### 調査研究事業の目的

- 本事業は、特定の条件に該当する場合において（保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等）、一定期間、養育・保護その他の支援を行うものである。利用対象者には一定程度の条件が設定されているものの、**保護者の疾病、育児疲れ、冠婚葬祭等の比較的活用可能な場面が多く存在すると想定されており、広範な家庭が利用可能な事業**である。
- 他方で、調査背景に記載のとおり、自治体での供給量が不足している懸念に加え、支援を必要とする家庭に届いていない懸念を踏まえると、**需要と供給の間にギャップ（以下「需給ギャップ」という。）が発生している可能性がある。**
- 需給ギャップの発生を解消していくためには、事業の実態把握が必要不可欠であるが、**子育て短期支援事業の提供主体（自治体、事業者、里親）の運営実態や課題感に加え、利用者目線での事業利用のためのハードル等を十分に把握できていない。**
- そこで、『子育て短期支援事業の運営状況及び在り方の検討に関する調査研究』（以下「本調査」と言う。）においては、供給側の運営実態（本事業の現施設概要、運営状況等）や、需要側の利用実態（対象者傾向、利用に当たってのハードル等）をアンケート調査によって把握する。把握した実態を踏まえ需給ギャップやその要因を整理し、今後の検討に向けた基礎資料とするとともに、分析結果を基に本事業の拡充に向けた施策の方向性を検討する。

### 第2章 調査研究事業の流れ

#### ■ 1. 本調査の流れ

- 本調査では、「子育て短期支援事業」の実態把握を目的とし、①自治体、②事業者（事業所）、③里親、④利用者を対象としたアンケート調査を実施した。
- また、アンケート調査結果等を踏まえつつ、供給量確保や需要発掘のために参考とすべき取組を行っている自治体・事業者を対象にヒアリング調査を実施し、事例の詳細及び、需給ギャップ解消に向けた工夫や有効な取組等を把握した。

##### 需要・供給の実態把握

- 自治体向けアンケート調査
- 事業者向けアンケート調査
- 里親向けアンケート調査
- 保護者向けアンケート調査

##### 需給ギャップ解消の打ち手

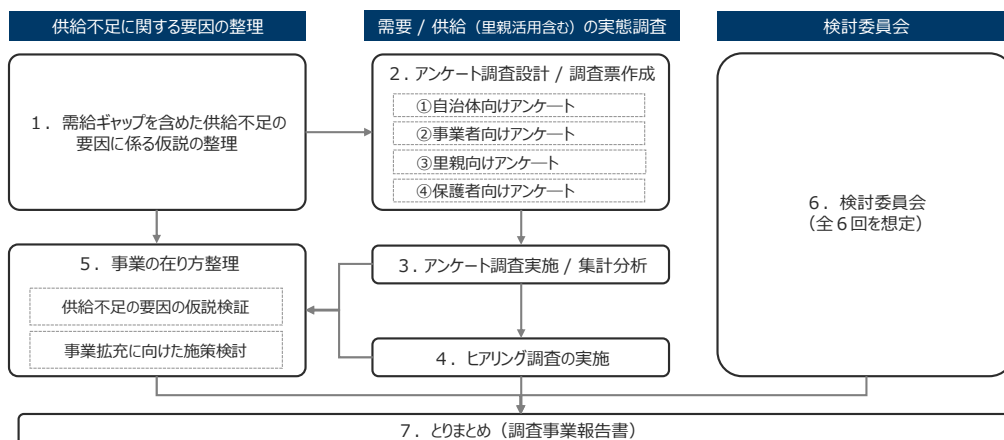
- 事例詳細整理
- ヒアリング調査（自治体、事業者）

##### 実態を踏まえた今後の方針

- 需給ギャップの類型化
- 本事業の在り方
- 在り方の実現に向けた方策

#### ■ 2. 本調査の全体像

- 本調査は実態把握等を目的としたアンケート調査やヒアリング調査による事例の深掘り、実態調査を踏まえた施策の方向性検討から構成される。なお、各調査の各段階（実施前／実施後）において、検討委員会にて調査方針や調査結果を諮り、調査を進めた。



## ■ 3. 検討委員会の概要

- 本調査では、6名の有識者から組成される検討委員会を計6回開催し、調査の各段階において専門的な知見から意見を聴取した。

## 第1回

2024年9月12日（木） 16:00～17:30

- 調査の概要・目的、調査の全体像
- アンケート調査設計（①自治体）のご報告 / 協議

## 第2回

2024年9月24日（火） 16:00～18:00

- アンケート調査設計（②事業者、③里親、④保護者）のご報告 / 協議

## 第3回

2024年12月16日（月） 13:00～15:00

- アンケート調査結果（④保護者【速報版】）のご報告 / 協議
- 自治体/事業者向けヒアリング調査対象候補・調査事項のご議論

## 第4回

2025年2月10日（月） 10:00～12:00

- アンケート調査結果（①自治体、②事業者、③里親、④保護者）のご報告 / 協議
- ヒアリング調査対象先の抽出

## 第5回

2025年3月6日（木） 10:00～12:00

- ヒアリング調査結果のご報告 / 協議
- 需給ギャップに係る実態整理及び、解消に向けた方策の方向性

## 第6回

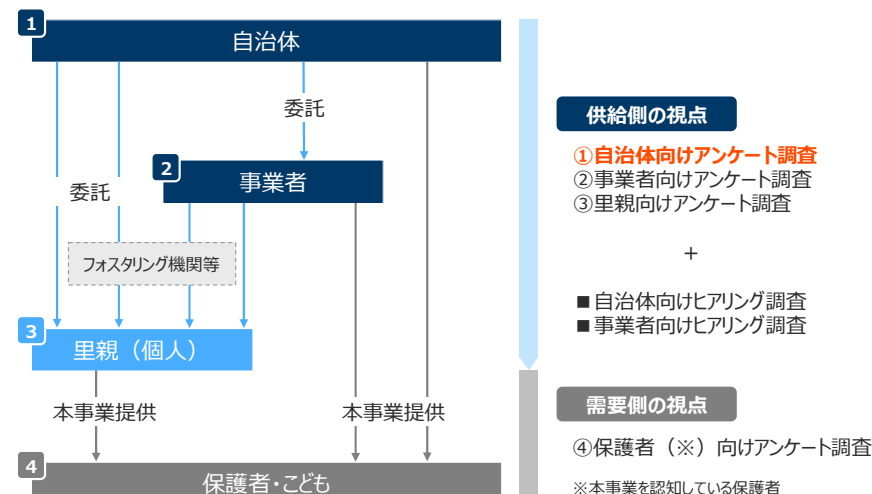
2025年3月24日（月） 15:00～17:00

- とりまとめ報告

| お名前                 | ご所属                             |
|---------------------|---------------------------------|
| はたけやま ゆかこ<br>畠山 由佳子 | 神戸女子短期大学 幼児教育学科 教授              |
| かわの ようこ<br>河野 洋子    | 大分大学 福祉健康科学部 講師                 |
| まきど たかし<br>牧戸 貞     | 三重県桑名市 子ども未来部子ども総合センター センター長    |
| まつざき よしこ<br>松崎 佳子   | 特定非営利活動法人SOS子どもの村JAPAN 理事       |
| まつざき ごお<br>松崎 剛     | 全国児童養護施設協議会 副会長<br>(福岡子供の家 施設長) |
| やまうち みな<br>山内 美奈    | 児童家庭支援センター 一陽 相談員               |

## ■ 4. アンケート調査の概要

- 本事業の供給・需要に係る実態把握を目的とし、供給側／需要側の双方の視点からの実態や課題感を把握すべく、①自治体、②事業者、③ショートステイ里親、④保護者の4者に対してアンケート調査を実施した。



## ■ 5. ヒアリング調査の概要

- ヒアリング調査は、プレヒアリング調査と本ヒアリング調査の2段階で実施した。
- プレヒアリング調査では、本事業の実態・課題や需給ギャップ解消に向けた有効な施策について確認するというヒアリング調査本来の目的に加え、有効な示唆が得られる調査項目・調査方法となっているかという観点での精査のために実施した。

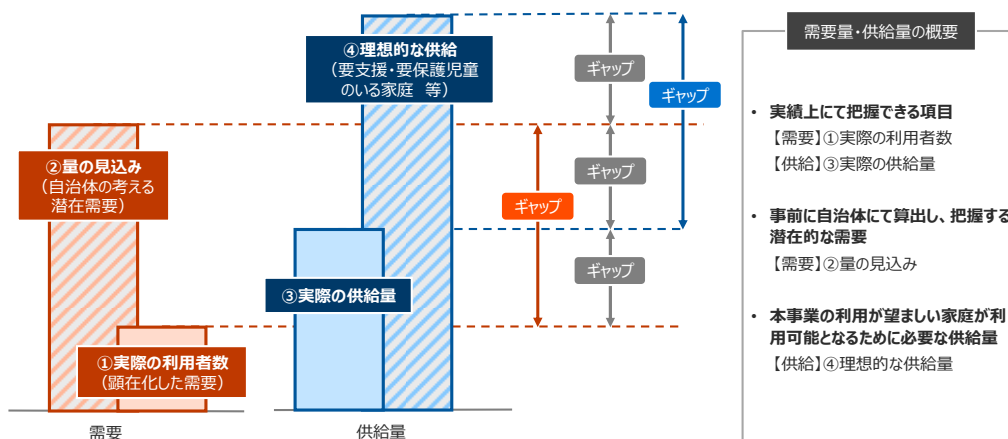


## 第2部 調査結果及び示唆

## 第1章 調査方針

## ■ 1. 本調査における需給ギャップの考え方

- 本調査では、本事業の需要と供給の間に乖離が発生している状況を需給ギャップとして定義、その発生要因や有効施策の検討を行った。
- なお、需給ギャップは下図に示すとおり、複数のパターンが想定され、本事業において発生している需給ギャップの要因が何かを明らかにし、要因に対応した有効な施策を検討する必要がある。



## ■ 2. 本調査における論点

## 論点1 需給ギャップの発生有無・要因の把握

- ・ 「調査研究事業の背景」に記載のとおり供給量が不足しており、かつ本事業の利用が望ましい家庭（要支援・要保護児童等）に適切に支援が届いていない可能性がある。
- ・ そこで、当該可能性を含めた需給ギャップの有無及び、その発生要因を把握することが求められる。

## 論点2 里親活用の実態把握

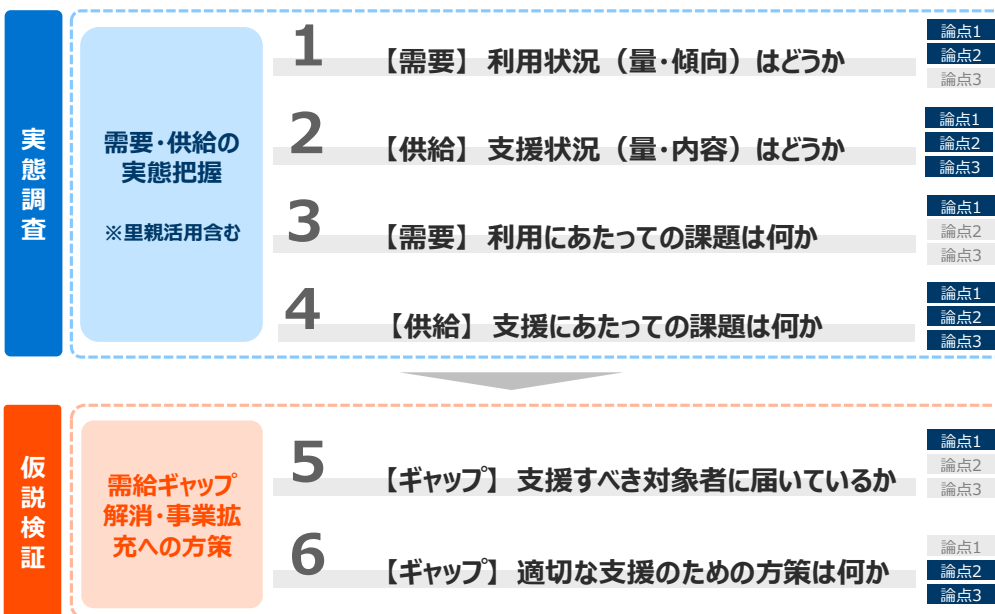
- ・ 本事業では里親（以下、「ショートステイ里親」という。）の活用が進められているが、里親の活用状況や活用にあたっての課題等を対象とした調査は存在せず、活用実態が把握できていない。
- ・ そこで、里親の実態把握を目的とする一定程度の規模感のある調査の実施が求められる。

## 論点3 事業の拡充に向けた施設等の運営実態の把握

- ・ 本事業は施設・設備の基準や人員配置基準などが明確には定められておらず、施設等の運営実態が十分に把握できていないため、事業拡充に向けた国支援の方向性等が検討できていない。
- ・ そこで、本事業における施設・設備・予算（収支）を含めた運営実態の把握が求められる。

## ■ 3. 本調査で明らかにしたい事項

- 論点に沿って有効な示唆を得るために、明らかにしたい事項（リサーチエスチョン）を6点設定した。第2章では、当該リサーチエスチョンに沿ってアンケート調査・ヒアリング調査から得られた調査結果・示唆を取りまとめ示す。





## 『子育て短期支援事業の運営状況及び在り方の検討に関する調査研究』 調査報告書概要版

(受託者：株式会社日本総合研究所)

## 第2章 調査結果及び示唆

## ■ 1. 各アンケート調査の回答者の基礎情報 (調査報告書本編 第2部 第2章 参照)

## ■ 2. 【需要】利用状況(量・傾向)について

## (1) アンケート調査結果

## a. 自治体・事業者における利用状況

## &lt;自治体&gt;

令和5年度の**利用者数(実績値、合計)は10人未満の自治体が多い**ものの、短期入所生活援助事業(以下「ショートステイ」という。)では要保護・要支援児童のいる家庭及びその他家庭ともに「延べ人数/実績値」が4回以上の割合が要保護・要支援児童のいる家庭では23.1%、その他家庭では15.2%存在し、特に要保護・要支援児童のいる家庭では最も割合が高い「1未満」に次いで高いことから、**繰り返し利用が一定数存在する可能性**がある。また、こどもの年齢別には全利用者数のうち未就学児(6歳未満)の利用者数が占める割合は60%以上と高い。利用曜日別には「延べ人数/実績値=1以上(≒繰り返し利用)」の自治体の割合が平日よりも休日の方が割合が高く、平日では要保護・要支援児童のいる家庭の方が、休日はその他家庭の方が「延べ人数/実績値=1以上(≒繰り返し利用)」の自治体の割合が高い。このことから、こどもを預ける支援の選択肢が限られる年齢層(親族等に1人で預けたり外出等行うには不安な年齢：未就学児である6歳未満)において利用ニーズが高く、また、家庭の状況関わらず仕事などでこどもの面倒を見ることのできない平日の利用ニーズも高い可能性がある。

## &lt;事業者&gt;

利用ニーズの傾向として、こどもの年齢が2歳～12歳未満時の利用ニーズが高いことと、平日の利用ニーズが高い可能性があることが明らかになった。なお、利用者の受け入れ状況から見てきた工夫として、ショートステイの利用者は2歳未満児、慢性疾患児は乳児院が多く、2歳以上児では単独事業所と児童養護施設(一時保護・ショートステイ専用棟)が多く、緊急一時保護の親は母子生活支援施設が多いことから、**各施設の既存事業の対象者と類似性・親和性の高い利用者を受け入れる傾向にあり**、既存事業のノウハウが活用できる利用対象者を積極的に受け入れることで、既存のリソース(施設設備、人員等)を極力有効活用し、各事業者が本事業に取り組んでいる可能性がある。

## b. 保護者の利用状況

子育て短期支援事業を知ったきっかけとして、都市部、その他の地域とも「市町村のホームページ」が最も高く4割を超えている。保護者がショートステイを利用したきっかけとして、自ら必要性を感じて利用申請を行っている利用者が一定程度存在する。このことから、**支援者側(行政等)からのアウトリーチではなくHP等から利用希望者が自ら事業を調べ利用している、つまり十分に潜在需要の掘り起こしができていない可能性**がある。

また、ショートステイについて都心部(※1)居住者とその他地域(※2)居住者(年収500万円以上)は「疾病」に伴う利用が多い中、その他地域居住者(年収500万円未満)は「育児疲れ」での利用の割合が高い。このことから、その他地域では、レスパイトケアの観点から支援を必要とする家庭に比較的アウトリーチできている可能性がある。

子育て短期支援事業の施設における月当たりの利用頻度は、都市部、その他の地域とも、「1回/月」が最も高く、「0回/月」が続く。

なお、夜間養護等事業(以下「トワイライトステイ」という。)の利用理由として、都市部、その他の地域とも、「ご自身や家族の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となるから」が最も高い。都市部では「こどもが利用を望んだから」、その他の地域では「市町村職員、相談員に利用を勧められたから」が続く。

※1 都心部…東京23区+政令指定都市+中核都市

※2 その他地域…都心部を除く地域

## c. 里親ショートステイにおける利用状況

里親等の活用状況有無について、アンケートに回答した自治体のうち約24%が里親の「活用あり」、約13%が「活用に向けて検討中」であり、**過半数以上の自治体で里親活用がされていない**。ショートステイ里親へのショートステイの委託(以下「里親ショートステイ」という。)実績があると回答した事業者の割合は23%である。

保護者向けアンケート調査結果から、ショートステイ里親について、都市部で約5割、その他の地域でも約4割が保護者に認知されている。子育て短期支援事業における里親の利用意向について、都市部、その他の地域とも、「できれば活用したい」が3割を超えて最も高い。

ショートステイでのショートステイ里親への預かりの月当たりの頻度は、都市部、その他の地域とも、「0回/月」が最も高く約6割、「1回/月」が約3割で続く。トワイライトステイでの里親への預かりの月当たりの頻度は、都市部、その他の地域とも、「0回」が最も高く5割前後、「1回/月」が続く。施設の頻度に比べると、ショートステイ、トワイライトステイでの里親への預かりの頻度は「0回/月」の割合が大きい。

## 【本事項に係る委員のご意見】

- 要支援・要保護児童の家庭の場合、繰り返しの利用率が非常に高い。その場合、どのように本事業で補えるかが課題となる。毎週末に本事業のニーズがある場合、ほとんど保護者と共に生活する時間が殆どない状態をどのように考えるか、在宅で対応できる価値について考える必要が出てくる。自治体の本事業をどのように捉え、何を目的としているかが、大きく影響する。
- こどもの年齢が2歳～12歳未満の利用ニーズが高い点について、学齢期と就学前ではニーズやアプローチ・環境が異なるため、示唆を出す際に留意いただきたい。
- 2歳未満では利用費が異なる場合が多いため、自治体側では2歳未満と2歳以上については正確に把握していると考えられる。就学未満時のこどものニーズが高いことは示唆として言えるのではないかな。
- 自治体としても現場感覚として小さいこどもの方が心配になりやすく、親も育児疲れしやすいことから2歳未満は多く存在する感覚がある。小学校3年生以上では、本人の意思も強く持つようになり、本事業を利用しない場合もある。

## 『子育て短期支援事業の運営状況及び在り方の検討に関する調査研究』 調査報告書概要版

(受託者：株式会社日本総合研究所)

## ■ 2. 【需要】利用状況（量・傾向）について

## (2) ヒアリング調査結果①

## a. 本事業の意義・効果

## &lt;自治体&gt;

自治体における本事業の意義として、①**対象者を限定しつつも支援を必要とする家庭に確実に届けケースワークの軸とするあり方と、②ポピュレーションアプローチとして入口を広く設け虐待予防等の支援の第一歩とするあり方**の、2つのいずれかの考え方に基き運用されている。

自治体における本事業の効果として、相談を受けるだけでなく、一時的にこどもを預かる支援を行うことで保護者が休息をとることができる。また、保護者がリフレッシュし、心を落ち着かせる時間を持つことで、虐待の未然防止や家庭養育の維持につながることも期待される。実際に、本事業によって、虐待防止等につながる結果として、措置児童数の減少に寄与している可能性がある。

## &lt;事業者&gt;

事業者の本事業の意義として、**幅広い理由で利用でき、短期間の預かりであることから保護者・こどもともに負担が小さいことが挙げられる。また、子育て短期支援事業に取り組む意義は家庭の虐待予防にある**との意見がある。

事業者における本事業の効果として、①子育て疲れのレスパイトケアや虐待予防の他、特にこども自身からの声を聴ける強みがある点、②本事業利用後も相談ができる体制作りや保護者とこどもの関係性の改善に繋がる効果がある。また、副次的な効果として、自治体と保護者の間に事業者が入ること、円滑なコミュニケーションが促進されることがある。

また、施設の多機能化への対応として、地域支援の施設と児童養護施設の生活の場を分ける、利用者同士が会わないようにする等、個人情報保護に配慮した運営を行っている。一方で、地域に開かれた居場所として施設を開放し、ポピュレーションアプローチの性質を持つ取組と連続性をもって支援を提供することにより、子育て短期支援事業を利用する心理的ハードルを下げるような工夫をしている場合もある。以上を踏まえ、既存事業と子育て短期支援事業の相性を踏まえ、別室の必要性等を検討することや、事例などを基に、各自治体・事業者にて人員の配置や事業同士の連携の検討を促すことが有効と考えられる。

## b. 自治体における、本事業の捉え方、位置づけ、事業対象者や対象者設定の考え方

自治体として、アセスメントを実施し、その他の支援事業と組み合わせながら本事業を実施することにより、**本事業がソーシャルワークの一つとして機能**している。また、支援を必要とする家庭が漏れないよう利用対象者を拡大し、幅広く支援を届けている自治体も存在する。

## c. 自治体における実際の需要の状況（利用者属性別の利用人数、頻度、利用シーン等）

特定の世帯や曜日、理由による利用が多い傾向にあり、利用者側では利用可能枠の状況等が把握できないため、利用枠がなく利用を断られているケースがある可能性がある。そのため、短期的には利用者の利用理由などに併せて予約が少ない日を紹介する等によって需要の平準化を図ることで断らないように柔軟に対応しつつ、**中長期的に利用の多い曜日（金土日）の供給や利用理由・利用者属性に対応するサービスの拡充を図っていくことが望ましい**。

## d. 自治体と連携している事業者、事業者との関係性（料金の徴収方法、望ましい自治体・事業者の役割分担）、連携状況

## &lt;自治体&gt;

本事業の利用申請～利用の流れとして、①**自治体利用申請を受け付け事業者・里親と利用調整を行う、②事業者が申請者から直接利用申請を受けて利用調整を行う**、の2パターンが存在する。②については以下<事業者>の項で記載のとおり、利用者の増加（利用意向の促進）につながる可能性がある。

## &lt;事業者&gt;

自治体利用申請窓口を担う場合、ケースワーカーの判断、差配に応じて本事業の利用には至らない（他支援に繋げる、本事業の利用は不要と判断等）可能性が示唆された。他方で、事業者が直接申請窓口となる際には、ケースワーカーの差配が行われないため結果として利用者増になるものの、利用者情報が十分でない場合があり、自治体との情報共有が課題となる。そのため、**需要発掘が求められる場合は事業者が申請窓口を担うことが有効であるが、利用申請者の情報連携を行う等、支援の質を高めることができるように工夫が必要**である。

自治体と事業者間での望ましい役割分担について、申請窓口については、自治体担当の方が望ましいという意見と、事業者担当の方が望ましいという意見の両方がある。前述のとおり、メリット・デメリットは双方にあるが、例えば自治体が必要保護・要支援児童のいる家庭に事業を届ける場合には、自治体利用窓口を担いアセスメントを行う、ポピュレーションアプローチの場合には窓口を事業者側にも設け申請のハードルを下げる等の運用が考えられる。なお、研修内容の検討・実施については、事業者担当の方が望ましいとの意見があった。

事業者が必要保護児童対策地域協議会に参加したり、必要な情報を共有してもらう体制を構築しているケースもある。

## e. 都道府県や周辺自治体との広域連携の状況及び、連携している場合にはその内容

特定の事業者が複数自治体から受託している場合には、委託先の近隣市町村や事業者との会議体を設け、ノウハウ共有や専従人員配置加算の予算按分等を調整することで、本事業の更なる質向上、改善等に繋げることが有効である。

## f. 自治体からの申請に対して出来るだけ受け入れるための工夫

利用者の状況に応じて日程調整を行い利用を待ってもらう、自治体の他委託事業者や法人内の複数施設と連携するなどの創意工夫を持って、できる限り利用申請者を受け入れている状況がある。

また、柔軟な対応として、供給量の確保のため、定員を設定せず個別の家庭の状況にあわせて預かる時間帯を柔軟に対応（事業として提示する時間以上に対応）したり、緊急利用の受け入れを実施している場合や、ショートステイ里親を活用している場合もある。

自治体利用申請の仕組みを踏まえ、自治体ごとに差が出ないように事業者が独自に配慮している場合もある。



## 『子育て短期支援事業の運営状況及び在り方の検討に関する調査研究』 調査報告書概要版

(受託者：株式会社日本総合研究所)

## ■ 2. 【需要】利用状況（量・傾向）について

## (2) ヒアリング調査結果②

## g. 取組のきっかけ、取組を開始するまでの過程、検討を進める中で障壁になったことやその解決方法

## &lt;自治体&gt;

要保護児童対策地域協議会の調整機関であり、相談事業を請け負う部署が子育て短期支援事業を所管することにより、支援を必要とする家庭に係る情報連携が容易となった事例があった。また、児童養護施設の協力もあり、供給数の増加につながっている事例があった。

## &lt;事業者&gt;

**他事業でのノウハウの活用や、自治体と協議しつつ制度設計の工夫がなされたことで事業実施に至った事例**があった。また、自治体と連携や協議を重ね、関係性の構築や委託内容の精査を行うことで、事業の持続的な実施に繋がっている事例があった。障壁となった点として、児童養護施設にもともと入所している児童に負担がかかる課題があり、専用区画を設けた事例があった。

## h. ショートステイ里親の活用における、自治体と連携している事業者、事業者との関係性（料金の徴収方法、望ましい自治体・事業者の役割分担）

ショートステイ里親の活用においては、**利用者と里親のマッチングなどの調整が重要**である。そのため、フォスタリング機関等が調整を担うことが望ましいとの意見がある。またフォスタリング機関等が存在しない場合には、里親との会議体等を設け、自治体が独自に里親と関係性を構築し、連携を強化することが一案として考えられる。

## i. ショートステイ里親の活用における、都道府県や周辺自治体との広域連携の状況及び、連携している場合にはその内容

ショートステイ里親の活用にあたり都道府県とは、預け先となる里親の確保の観点から名簿の共有などを受けている自治体が存在する。供給量の確保という観点からは施設同様に、市区町村外のショートステイ里親にも委託することが有効である反面、**市区町村外での預かりの際にはこどもの通学等に支障が出る懸念があり、利用者や自治体の地理的な状況等に併せ配慮する必要がある**。

## j. 自治体でのショートステイ里親の取組のきっかけ、取組を開始するまでの過程、検討を進める中で障壁になったことやその解決方法

本事業を開始した際に、児童養護施設での対応の限界があり供給量が不足していた。また、外部・内部環境の事由（新型コロナウイルス感染症の感染拡大、職員の離職率の高さ）により受け入れられないケースもあることから、ショートステイ里親の活用を開始したケースがあった。

また、自治体の区域が広く、施設が不足している場合には、施設の場所に捕らわれない支援として**ショートステイ里親を活用していくことで“網の目”にて支援を提供できる環境を構築**していくことができた。

さらに、ショートステイ里親の活用にあたり、自治体職員が里親と交流する機会を作り関係性を構築してきたケースがあった。

## 【本事項に係る委員のご意見】

- 事業の方向性として、ポピュレーション的なアプローチとケースワークを伴った要対協を中心とするアプローチの2つが存在することを示すことは、政策提言として有益である。自治体からは、ショートステイの方向性をどのようにまとめればよいのか分からないという声も聞かれる。これらのアプローチ方法があることが示されると、各自治体で事業の方向性を整理する際に参考にできる。
- 事業の位置づけ方は重要であり、今回ポピュレーション的なアプローチと要対協を中心としたアプローチの2つの方向性が示されているが、どちらかで実施するのではなく、取組を進めた先にはこの2つが重なり合う。事業導入時は、予算制約の観点からも、地域のニーズを踏まえて、どちらの方向性に注力するかを自治体に検討してもらうことが重要。これが、事業の導入フェーズにおける提言としてまずは重要である。一方で、取組を進めていく際に、目指すべき事業の組み立て方を明らかにすることも提言として大切である。形式的に事業を開始したが、予算不足で拡充できない自治体も存在すると聞く。提言の中で目指すべき事業の組み立て方を整理し、予算や人員を確保するための裏付けとなるような内容が含まれると望ましい。
- ショートステイは一次予防と二次予防を切れ目なくつなぐ事業と考えており、こども家庭センターの事業とも親和性が高い。
- また、ソーシャルワークの観点ではケースマネジメントが重要であり、サポートプランの中でショートステイはサービスとしてよく活用される。
- 里親ショートステイに関して、広域連携は実施せず「自治体内に居住するショートステイ里親のみに限定することも想定される」との記載があったが、里親ショートステイに取り組む最初のステップとしては、自治体外の里親の活用が考えられる。確かに通学を希望することもについては、自治体内に居住する里親で預かることが必要であるが、そもそも自治体内に協力いただける里親がいなくても多い。広域連携が必要ではないと誤解を招かないよう、記載を注意する必要がある。
- 嘉麻市の事例に関してだが、規模の小さい自治体では、要保護・要支援や子育て支援、少子化対策の担当課がそれぞれ縦割りになっていることも多い。少子化対策の部署がショートステイ等を所管するとケースワークが事務的になり十分に機能しないことが考えられる。当市でも少子化対策の部署で一時預かり事業を所管しており、連携が上手くいかない時期もあった。こうした経験からも事業の担当部署は重要な視点である。

## 『子育て短期支援事業の運営状況及び在り方の検討に関する調査研究』 調査報告書概要版

(受託者：株式会社日本総合研究所)

## ■ 3. 【支援】支援状況（量・内容）について

## (1) アンケート調査結果①

## a. 自治体・事業者（施設）における支援状況

## &lt;自治体&gt;

アンケートに回答した自治体（計977）のうち、令和6年度において本事業を実施している自治体は約73%存在し、**実施を検討していない約20%の自治体は本事業を実施可能な事業者や里親が地域に存在しないことから実施を断念**している。また、実施している自治体において広域連携を実施又は令和6,7年度の実施に向けて検討中の自治体は約5.5%にとどまっている。なお、本事業の提供にあたって、約98%の自治体は事業者へ委託しており、複数の事業所に委託し、事業の供給量を確保している自治体が約80%である。このことから、本事業の新規実施にあたってはリソース（事業者、里親）の有無が論点となっており、近隣地域に活用可能な事業者等が存在しない又は、把握できていない自治体はショートステイ里親や本事業を実施可能な事業者を育成していく必要がある。そのため、今後、**事業未実施の自治体における新規の事業実施や実施済み自治体での供給量増大を促すためには、地域内外の限られたリソースを自治体間で連携し有効活用している事例（広域連携など）や、本事業を実施可能な事業者（の人材）やショートステイ里親の増大に向け研修などを実施し育成を行っている事例から成功要因等を取りまとめ示していくことが有効な施策**となると想定される。

事業の利用対象者について約67%の自治体でアセスメントが行われており、利用対象者の状況に併せて適切な支援が何かを検討したうえで選択肢の一つとして本事業が活用されている可能性がある。

利用申請時の窓口について、「自治体のみにて申請受付」の割合が最も高い。事業所・里親から利用者状況の報告有無について、「利用者状況の報告を行っている」割合が70%を占める。状況報告の記載事項について、「利用日数」の割合が最も高く、「利用者の属性情報（性別、年齢など）」、「利用者の気になった点等」が続く。状況報告のタイミングについて、「利用終了時」の割合が最も高く、「月末などにまとめて報告」、「必須のタイミングはなく、適宜報告」と続く。状況報告の様式の有無について、「様式がある」が55.1%である。

通学時などの児童の付き添いについて、「実施している」割合は22.7%である。

## &lt;事業者&gt;

複数自治体から利用申請があった場合、「自治体の別なく、申請があった順番に応じて受付に対応している」の割合が最も高い。児童を受け入れる際の基本的な考え方として、「施設全体における既存事業の定員数（※本事業専用の単独事業所の場合は本事業の定員数）と受入人数を照らし合わせ、定員に空きがある場合に本事業の児童を受け入れている」の割合が高い。本事業の定員を設定していない事業者の割合が過半数を占める。

職員のスキルや人員配置等に関連した取組として、本事業の配置基準の設定、職員に必要な資格・実務経験の設定、種々の研修の実施・推奨を実施している施設が多い。このことから、本事業の実施には、こどもを預かることへのスキルやノウハウが現場では一定程度求められており、そうした人員の適切な配置が事業の質の確保には必要であることが伺える。

部屋・設備に関する取組として、一定年齢以上のこどもの個室利用、既存事業の入所児童等との生活空間の切り分けを実施している施設が多い。また、受け入れ判断の際の制約として、年齢、性別、利用者の特性等により利用を断るケースがある。このことから、本事業の利用者属性等に応じた受入難易度の差や入所児童との関係への配慮の必要性が伺える。

本事業でこどもを預かる際の付随業務としては、ソーシャルワーク、保護者のケア・相談支援は半数以上の施設で実施しており、送迎、登校支援も4割以上の施設で実施している。その他、外部機関との連携や、独自に家事支援や学習支援等を行っている施設もある。このことから、本事業では送迎や保護者のケアなどの付随する業務が必要とされつつも、事業の現場にとって当該付随業務の負担が大きくなり、供給量確保の障壁になっている可能性がある。

本事業の実施に当たって、対象児童が要保護・要支援児童であるかどうかについて、自治体から情報が提供されている割合が66.4%である。自治体から提供される情報として、要保護・要支援児童のいる家庭、その他家庭共に、「利用申請時の基礎情報（性別、年齢、利用申請理由など）」の割合が最も高く、「こどもの障がい（傾向や疑い含む）の有無」、「アレルギーの有無や服薬状況等、健康に関する情報」が続く。

## 『子育て短期支援事業の運営状況及び在り方の検討に関する調査研究』 調査報告書概要版

(受託者：株式会社日本総合研究所)

## ■ 3. 【支援】支援状況（量・内容）について

## (1) アンケート調査結果②

## b. 里親ショートステイにおける支援状況

自治体における里親委託について、「保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当と認めた者」等の判断基準について、「保育士」が最も割合が高い。

里親活用に際しての都道府県との連携状況について、「子育て短期支援事業の受け入れ可能な里親に関する名簿共有において連携」が最も割合が高く、次いで「里親活用を推進する取組（周知活動など）において連携」が続く。

里親に対する支援について、「利用者と里親のマッチング（事前の相性確認、里親の能力等を加味した差配など）」が最も割合が高い。里親に提供する情報について、要保護・要支援児童のいる家庭、その他家庭共に「利用申請時の基礎情報」が最も割合が高く、次いで「配慮が必要なこどもの場合は、配慮すべき事項」が続く。

事業所と里親の振り分け基準について、「利用者に対して、事業所と里親のいずれを利用したいか意向を確認」の割合が最も高く、「過去、本事業における里親の利用実績があり、相性が良いと判断できる場合には同じ児童を同じ里親に優先的に斡旋」、「事業所を基本とし、予約枠の関係で受け入れ困難な場合には里親に依頼」が続く。里親活用時のフォスティング機関の活用有無について、「フォスティング機関等は特に活用していない」の割合が最も高い。フォスティング機関の役割について、「子育て短期支援事業が実施可能な里親のリクルート及びアセスメント」の割合が最も高く、「子育て短期支援事業の利用者の受け入れ支援（里親への状況確認、相談対応など）」が続く。

事業者による里親委託について、**マッチングや連絡調整等の業務は児童相談所が担っているケースが多い。また、里親委託の判断は自治体が行っているケースが多い。**また、事業者からショートステイ里親へは上記の自治体から提供された情報をショートステイ里親に概ね伝達しており、ショートステイ里親への支援としては、相談対応・アフターフォロー、本事業の紹介、マッチング等を実施している事業者が多い。このことから、事業者によるショートステイ里親の活用では、自治体や児童相談所等の行政との連携、ショートステイ里親との連携の双方が重要であり、マッチング等の調整機能を整備することがショートステイ里親の活用においては重要であることが伺える。

ショートステイ里親のうち、令和5年度において、子育て短期支援事業で里親として受け入れの意向はあったが79.8%であった。また、令和5年度において、子育て短期支援事業で里親として受け入れた実績があるが約6割を占める。受け入れ実績がない理由は、受入意向はあったものの、自治体からの依頼がなかったからが62.8%で最も多い。

令和5年度の子育て短期支援事業で里親として受け入れの詳細な実態は下記のとおりである。

- ・ 最大連泊数…1～2泊が34.1%で最も多い。
- ・ 受け入れ人数…1～2人が最も多く39.2%、次いで3～5人が30.1%である。
- ・ 受け入れを断ったケース…62.5%
- ・ 受け入れを断った理由…仕事等のスケジュールの理由が最も多い。
- ・ 受け入れ可能な曜日・時間帯…土日祝は午前中～18：00前後は7割を超えている。平日は、18：00前後～20：00前後の63.1%が最も多い。

受け入れができない曜日・時間帯の理由…ご自身の仕事に関するご都合のためが最も多い。

支援内容として、25%の里親が保護者に対しても支援を行っており、保護者への悩みごとや対処の仕方や地域での支援の場や事業を共有している。そのため、**こどもの預かり以外の支援も担っている**と考えられる。

## 【本事項に係る委員のご意見】

- ・ 要保護児童対策地域協議会に里親が参加しているかは非常に重要である。里親が参加できると保護者の同意なく情報共有が可能になる。当市では要支援・要保護児童のケースが多いため、出来る限り家庭背景などを伝えている。事例紹介などで、要保護児童対策地域協議会に参加することについても触れられると良い。



## 『子育て短期支援事業の運営状況及び在り方の検討に関する調査研究』 調査報告書概要版

(受託者：株式会社日本総合研究所)

## ■ 3. 【支援】支援状況（量・内容）について

## (2) ヒアリング調査結果

## a. 本事業の実施に当たって、取り組んでいる業務内容について、施設独自に実施している内容、実施背景

送迎対応を行っているという事業者が存在する。また、生活習慣を守るために、入浴から就寝までの生活の流れを作っている。

なお、児童家庭支援センターの相談事業やヤングケアラー事業との連携（相談事業の心理士がショートステイ中の里親宅を訪問し児童のアセスメントを実施するなど）や、学校や自治体、病院等との情報連携に取り組んでいる事業者も存在する。

事業者において調整担当者を配置することにより、信頼関係構築に繋がったり、普段できない体験を提供することにより、こどもが本事業を利用したいと思えるようにしている。**支援の質向上のためだけではなく、利用者にリピーターで利用してもらい支援を切らさないという観点でも保護者のみならず、こどもの信頼関係の構築は重要**と考えられる。

## b. 職員のスキルや人員配置で施設が独自に、主に子育て短期支援事業の質の担保のために実施している内容、実施背景

**事務的な調整を行う人員や、事業を提供する人員が既存事業との兼業も多いこともあり不足**しているとの意見もある。

スキル向上のため、自治体などが開催している研修に参加、外部講師を招いて研修を実施、事業者独自での研修を実施している場合がある。また、実際の現場や振り返りの場にて経験者から学ぶような体制作りを行っている。研修以外にも実際の事例等の情報共有を図ることは有効と考えられ、ノウハウ共有の機会や会議体を設けることが一案として考えられる。

また、他施設との連携体制構築として、人事交流により、他施設との連携が行いやすい体制作りを行うことも有効である。

さらに、働きやすい職場づくりとして、職員側のメンタルケアの観点で心理相談を受けられる制度や、保護者への対応について相談できる体制を設けている事業者や、女性が働きやすい環境を整備することで、スキルのある人材の確保や施設間での連携が行いやすい体制作りを行っている事業者も存在する。

## c. ニーズの聞き取りにおける工夫

事前面談や関係部署・機関との連携により、預かるこどもの必要な情報収集が行われている。その他、面談時に実際に施設を見学してもらうことで、こどもの情報を得つつ、預かる際の心理的ハードルを下げる工夫をしている。以上から、**情報収集と適切なマッチングの観点からは、①自治体・関係機関との情報等の連携、②事前の施設見学及び事業者側での面談**、の2つの方法が有効と考えられる。

## d. 利用者が里親へ預ける心理的ハードルを解消するための工夫

利用者の里親ショートステイへの理解促進に向け、ショートステイ里親情報の提供や里親ショートステイを紹介する案内ツールの作成に取り組んでいる事業者もいる。また、事前に里親と会う場が設けられている。**利用者がショートステイ里親に関する情報（事業、里親個人双方）を十分に把握できていないことによる「不安感」の解消に向け、各事業者が取組んでおり、当該取組を促進・横展開していくような支援（事例集、ノウハウ共有の機会開催）**が求められる。

## e. 里親ショートステイの実施に当たって、取り組んでいる業務内容について、施設独自に実施している内容、実施背景

送迎対応を行っているという事業者が存在する。

なお、児童家庭支援センターの相談事業やヤングケアラー事業との連携（相談事業の心理士がショートステイで施設を利用している間にこどものアセスメントを実施するなど）も行っている事業者が存在する。

## f. 職員のスキルや人員配置で事業者が独自に、主にショートステイ里親の質による子育て短期支援事業の実施の質の担保のために実施している内容、実施背景

里親ショートステイにあたり、コーディネータの配置を行っている事業者も存在するが、不足しているとの意見もある。

また、事業者独自での研修を実施している場合があり、里親同士のピアサポート活動も行っている。

## g. ニーズの聞き取りや受け入れ先の仕分（施設・里親）、利用者と里親のマッチング（事前の相性確認など）における工夫

事前面談や関係部署・機関との連携により、預かるこどもの必要な情報収集やマッチング（ショートステイ里親）が行われている。また、里親ショートステイについて、自治体側でアセスメントを行い、里親に預けてもトラブルが生じにくい家庭のみ受け入れを行うようにしている事業者もある。以上から、情報収集と適切なマッチングの観点からは、**①自治体・関係機関との情報等の連携、②事前の施設見学及び事業者側での面談**、の2つの方法が有効と考えられる。

## 『子育て短期支援事業の運営状況及び在り方の検討に関する調査研究』 調査報告書概要版

(受託者：株式会社日本総合研究所)

## ■ 4. 【需要】利用にあたっての課題について

## (1) アンケート調査結果

## a. 利用者の受け入れ状況からうかがえる課題

本事業については、**育児に疲れて虐待など家庭状況が悪化する前の支援の入り口として利用されていることが多い**。一方で、多くの自治体で利用可能な枠が無いことなどを理由に利用申請を断ったことがあり、支援につなげる機会を逸している可能性があることが示唆された。こうした示唆からは、本事業が供給不足にある状況が伺える。

また、利用者には、自治体等からの案内を受けずに、自ら必要性を感じて利用申請をしている層が一定程度存在していた。このことは、本事業での支援を必要とする潜在需要に十分に届いていない可能性を示唆している。需要の掘り起こしが十分にできていないことにより、本来支援を必要としている家庭が十分な支援を受けられない状況が生じていると考えられる。

## b. 利用を断念するケース

利用者である保護者へのアンケート調査結果から、**利用料金の高さが原因で利用を断念するケースが多い**ことが示された。特に2歳未満児・慢性疾患児に対しては、「5,000円以上/1泊2日」の利用料金を設定する自治体が多く、減免後も経済的理由を除き、一定の負担を利用者に求めている。さらに、**利用を断られた経験やスティグマにより、本事業を利用したくないと感じる利用者も一定数存在**することが分かった。

本事業の利用を断られたケースに関して、保護者や家族の疾病や育児疲れ等の理由が利用条件に合致しないことなどが理由となっている。本事業の実施要項では保護者の疾病や育児疲れにより養育ができない状況にある場合の利用も定めているところではあるが、その程度や他に預けられる人がいる等の家庭状況に応じては、供給量不足から柔軟に利用申請の受け入れが行われていないことが考えられる。

## c. 利用促進のためのヒント

利用申請における課題として、保護者からは利用可能な場面や必要条件、支援内容などの情報提供や、利用料金の低減が求められている。供給量が確保できた段階においては、需要の掘り起こしには情報の開示や利用者属性・地域に応じた減免の設定が有効であると考えられる。

さらに、施設や里親との相性が合わなかった点を改善点に挙げる保護者も多く存在しており、家庭のアセスメントを十分に行い、供給量の拡充がなされているのであれば、相性の良い受け入れ先を調整するなどのマッチングの工夫が継続的な支援において必要となる。

(※利用者へのヒアリングは実施していないためヒアリング調査結果は記載なし)

## 【本事項に係る委員のご意見】

- ・ ショートステイを一般の方も含めた制度として考えるか、要保護・要支援のための制度として考えるかでアンケート結果の捉え方が異なる。例えば、スティグマ排除のためには、一般の方が使える制度としていくことが望ましい。また、「利用したきっかけ」の質問に関して、自ら利用申請された方が多くなっているが、最初は自治体職員に進められて利用し、2回目以降は自ら利用申請される方も多い。2回目以降の方の回答も含まれていることが懸念される。

## 『子育て短期支援事業の運営状況及び在り方の検討に関する調査研究』 調査報告書概要版

(受託者：株式会社日本総合研究所)

## ■ 5. 【供給】支援にあたっての課題について

## (1) アンケート調査結果

## a. 供給量の確保に向けた課題

自治体においては、量の見込み（＝潜在需要の把握）の有効性を実感できておらず、活用方法も見えていないと考えられる。また、顕在化した需要のみを捉えているため、本事業を必要とする家庭（潜在的な需要）を含めた供給量を確保できていない可能性も考えられる。その結果、**利用可能枠の都合で申請を断るケースが発生し、適切に支援が届いていない可能性**が示唆された。

## b. 事業の実施・施設運営における課題

事業の実施面では、**人的リソースや予算等の不足が主な課題**となっている。人的リソースに関しては、通学時の付き添いや送迎は利用者目線では一定ニーズのある支援であると考えられるが、人材が限られている中では付き添いや送迎の実施が供給側にとって負担増大の要因となっている可能性が示唆された。

また、収支に関しては、プラスマイナスゼロ/マイナスの影響がある施設が一定割合存在した。その要因として受入体制整備のための人件費不足、単価（補助単価+利用料）が安いことが挙げられている。

こうした、人員確保の困難さ、収益上のメリットの少なさが運営上の課題として挙げられている。加えて、トラブル発生時や利用調整に係る責任の所在が不明瞭なため、一時保護よりも活用しにくさを感じているとの意見も見られた。

## c. ショートステイ里親の支援実態・課題

本事業における里親活用について、里親の支援実態として以下のような課題が示唆された。

- ・ ショートステイ里親からは発達に関する知識等の獲得や、継続的な研修・研修の充実が求められている。
- ・ 服、オムツ、食器等を買うため委託料が足りない現状や、衣類・ベビーグッズなどの備品がなく本事業を受けづらいつながりが生まれている。
- ・ 本事業を受けた際には、共有された情報が少ない、または古いため、適切な支援ができなくなっているケースもある。
- ・ 送迎について対応の難しい時間帯・負担がかかる時間帯であるとの意見が多く聞かれ、送迎対応が里親にとって負担となっている。

また、里親の1年間の受け入れ人数に関して、5人以下が70%近くを占めているものの、10人以上と回答する里親も14%存在している。こうしたことから、依頼を打診される里親が偏っている可能性が考えられる。

**利用者である保護者視点では、ショートステイ里親の制度や預け先のことを分らないため、心理的な障壁（＝不安感）を感じ利用していない状況**が見られた。そのため、里親へ預ける際には、保護者やこどもがプレ体験する等、不安感解消を図ることで、施設の供給量が不足する地域でもショートステイ里親が活用され供給量の確保につながる可能性が示唆される。

## 【本事項に係る委員のご意見】

- ・ 本事業の利用対象者を要支援・要保護児童の家庭を対象としているか、一般家庭を対象としているかによって、里親に求められる力量が大きく異なる。限られた情報の中で要支援・要保護児童を預かるのは実体験からも難しい。児童相談所が委託する場合は、背景等の情報を共有いただけるものの、本事業の場合では情報が殆ど共有されない。一方で、一般家庭のこどもを預かる場合では状況は大きく異なると考えられる。自治体の本事業の取組段階に応じて、受け入れ側に求められる内容も変わってくると考えられる。
- ・ 当団体では、里親ショートステイを実施している場合、全て里親に費用を支払うため、事業者としての収益はない。コーディネートしているソーシャルワーカーやリクルートの費用が別途予算で組み込まれていないと本事業は成り立たない。規模に応じてコーディネータの人員費や里親への費用立替も含めた事務費など、本事業が成り立つために必要な予算の組み立てが出来ていないと、運営が難しい。どのように予算を捉えるかを検討しなければ、自治体で運営する場合でも対応しきれず、事業者へ委託する場合も不足する費用をどこで補うかの課題が出てくる。
- ・ 自治体向けアンケート結果でも、保護者が里親への預かりに対する不安から断られるとの回答があった。実際に里親ショートステイを実施していると、問題ないと考えられるが、未経験の自治体は里親に預けることへの不安がある。保護者に対して説明すれば里親ショートステイを受け入れてくれることも含め、自治体に対して説明する必要がある。供給量全体を増やすためには里親ショートステイの実施が必要になる。



# 『子育て短期支援事業の運営状況及び在り方の検討に関する調査研究』 調査報告書概要版

(受託者：株式会社日本総合研究所)

## ■ 5. 【供給】支援にあたっての課題について

### (2) ヒアリング調査結果

#### a. 需給ギャップに関する認識・課題

##### <自治体>

本事業では供給量の不足が懸念されているが、**特に事業の利用対象者を幅広く設定し、ポピュレーションアプローチの下に事業を実施する場合には、供給量に対し需要が追いつかないリスク**がある。そのため、ポピュレーションアプローチにて事業を実施する場合には、事業者への補助や里親育成を通じて十分な供給量を確保することが必要である。

近隣に社会的養護施設などのリソースが不足する地域等においては、**供給量の不足という需給ギャップへの対策として、里親を活用することで柔軟に供給量を確保できている例**が見られた。なお、ショートステイ里親を効果的に活用していくためには、ショートステイ里親の育成のみならず、**マッチングなどの調整業務を行う人員を育成、確保していくことが重要**である。

##### <事業者>

利用の傾向として、育児疲れでの利用希望が増えてきている。手厚い支援が必要な利用者の場合や週末に利用が集中する場合など、リソースを確保できず受け入れが困難な場合がある。なかには、緊急性のある依頼も断っている場合もある。

人材リソースに関しては、事務的な調整を行う人員や、事業を提供する人員が既存事業との兼業も多く不足している状況にある。

里親ショートステイにおいても、**利用者と里親の調整業務や送迎対応、夜間・緊急時対応に係る人員がひっ迫し、供給できないケース**がある。

また、事業の利用条件に合致せず、潜在的に本事業を利用したいが利用できていないという保護者も存在する可能性が示唆された。

#### [本事項に係る委員のご意見]

- ・ 里親ショートステイに関しては、各自治体から里親の傷害保険の対応方法に関して困っていると聞く。

## 『子育て短期支援事業の運営状況及び在り方の検討に関する調査研究』 調査報告書概要版

(受託者：株式会社日本総合研究所)

## ■ 6. 【需給ギャップ】支援すべき対象者への本事業の提供状況について

## (1) アンケート調査結果

## &lt;自治体&gt;

## a. 本事業の利用者数・利用回数

令和5年度のショートステイの利用者数（実績値）は10人未満と回答した自治体が9割以上であり、そのうち要保護・要支援児童のいる家庭の利用者数が0人の自治体は251自治体（回答した自治体のうち約43%）であった。他方で、本事業を利用する家庭においては繰り返し利用の多い状況である。このことから、**一定数の自治体においてはそもそも本事業の利用に至っていない状況であるが、1人でも本事業の利用に至っている場合は、支援を必要とする家庭に支援が継続して届いている可能性**がある。

広報活動について、「利用が望ましい家庭に個別に紹介」の割合が約74%と最も高く、次いで市町村のホームページへの掲載が約68%となっている。また、事業の利用対象者について約67%の自治体でアセスメントが行われている。このことから、各自治体において供給量に制約がある（事業者・里親の人材、予算など）なか、本事業を必要とする家庭を自治体側で見極めて事業を提供することを基本としつつも、事業については広く利用申請を受け付けるといった支援の入り口（特定層へのアプローチ、広く一般的な利用申請受付）を2つ設け、工夫しつつ本事業を提供している可能性がある。

## &lt;ショートステイ里親&gt;

## b. 本事業の広報・案内不足による需要の発掘不足

子育てを他に頼れない一般の世帯等でも利用できるように周知する要望が挙がっており、本事業の窓口を広げ利用のハードルが低くなるような広報・案内が必要な可能性がある。

## &lt;保護者&gt;

## c. 利用者目線での利用しにくさ

今後利用したいと思わない家庭では、「疾病」「出産、看護など」「育児疲れなど」の順で利用したいと考えている割合が大きい。また、利用したくない理由は都市部では「料金の高さ」「スティグマ」、その他地域では「断られたことがある」の割合が大きい。このことから、**都市部では供給量を拡大しつつ必要な時に“だれでも”利用して良いというイメージの普及に努める、その他地域では利用申請を断る場合でも他支援等に繋げ、支援の流れを閉じないことが**、今後支援すべき対象者に継続的に支援を届けるために必要な施策の一案として想定される。

また、支援を求める曜日は平日が多く、希望する利用料金については、都市部・その他地域ともに年収に応じて異なっていることも踏まえ、料金の減免設定や供給量の平日での重点的な確保等が必要とされるのではないかと考えられる。

## 【本事項に係る委員のご意見】

- 本事業を最初に始める際には、対象者を定めるうえで自治体の考えが重要になる。仮説として、要支援・要保護児童の家庭をまず対象とし、その後近接する家庭からポピュレーションアプローチへ対象を広げていると考えている。長く本事業を実施している自治体に対して、対象者の定め方について確認できるとよい。子育ての満足度を向上するためにはポピュレーションアプローチが求められると考えられる。要支援・要保護児童の数は少ない。
- 本事業を必要とする家庭に適切に届けていくという目的をした際に、本事業を必要とする家庭について具体的な定義づけを行う必要がある。例えばこどもの観点では、要支援・要保護児童や、要保護児童対策地域協議会の対象まででなくとも支援が必要な家庭になると考えられる。最低限の需要をカバーできる体制作りが重要で、そのうえでポピュレーションアプローチが求められる。保護者の観点としての子育て支援も対象として含めると、本事業の目的が不明確になるため、言葉として整理する必要がある。また事業者も、対象者に応じてカバーする領域が異なってくる。例えば里親ショートステイでも、経験の少ない里親はポピュレーションアプローチ寄りの利用者を対象とし、要支援・要保護児童などニーズが高くなるほど一定程度以上の経験や専門性のある里親が対応することになる。目標設定の際に本事業を必要とする家庭の定義を細分化できると全体的に分かりやすくなると思う。
- 自治体も本事業の運営実態を把握していない面がある。当市では、里親会と事前に相談した際に障害保険や事務的な手続きが必要であることを認識した。施設の方と話すと、里親への委託振込手数料だけでも費用が掛かることが分かり、現状の補助では足りないため来年度の予算に補助追加することにした。自治体にとっては、国の定めている内容以外に補助項目に含めてよいか判断できない部分がある。
- 保護者向けアンケートは一般的な家庭の意見を中心に拾い上げており、現場で感じている印象と異なる部分も多く、ショートステイ事業には様々なニーズがあることを理解した。モニターに登録されている方は、ある程度年収が高い方たちと想定され、現在利用している方とは、少し傾向が異なる。例えば、「利用したいと思う曜日」に関する質問では、現場の実態としては金曜から土日にかけての利用が多いが、アンケート結果では平日の利用ニーズが高い結果となっている。また、望ましい料金設定に関しては、現行の1万円強と大きく乖離しており、制度を整える際に大事な点だと思われる。
- 自分の目が届くところで把握していた印象とアンケート結果は異なっていた。社会全体のニーズを意識した制度設計が必要であると改めて感じた。

# 『子育て短期支援事業の運営状況及び在り方の検討に関する調査研究』 調査報告書概要版

(受託者：株式会社日本総合研究所)

## ■ 6. 【需給ギャップ】支援すべき対象者への本事業の提供状況について

### (2) ヒアリング調査結果

#### <自治体（ショートステイ里親）>

##### a. 需要の算出方法の工夫

需要量の把握について、国より「市町村こども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」とおりアンケート調査からの把握方法が示されているところであるが、実績値を基に算出している自治体も存在する。アンケート調査で把握できる「利用意向」については、①**利用意向＝潜在的な需要量とみなせる**、②**利用意向は自治体における本事業の実施意義や対象者等を加味すると需要量とイコールではない**、という2つの考え方がある。②の考え方をする場合には、把握した利用意向の結果は需要量を算出するにあたり適さないケースもあると考えられる。以上から、需要量の算出方法について各自治体の事例（本事業の取組意義、対象者及びその考え方等）と共に示すことで、各自治体が需要量を検討するにあたり一助となる可能性がある。

##### b. 需要発掘のための工夫

需要を発掘し必要な家庭に確実に届けるためには、児童支援に係る窓口職員のソーシャルワーク機能を高め、子育て短期支援事業を職員が理解したうえで適切に紹介することが有効である。また、ショートステイ里親の活用にあたっては、送迎や、学校近隣での預かり等によって学校に継続して通うことができるため、こどもの心理的負担が小さくなることがメリットとして考えられ、利用を訴求することができる。

#### 【本事項に係る委員のご意見】

- 需要量を算出する際にアンケートを実施すると、利用希望者も含む潜在的な需要は多い結果となる。そのため、予算の制約から、形式的に事業を実施しているものの、申請があった場合のみ支援を提供し、積極的にPRしていない自治体も多い。誰でも利用できるようにしつつも、要保護・要支援には積極的に活用を促していくなど、各自治体で事業の方針を持つことが重要である。
- 需要の状況について、週末に利用が集中していると記載されているが、他の曜日に振り分けるなど平準化を図るためには、なぜ週末に利用が集中しているのかを分析する必要がある。
- 施設が受け入れを拒否する理由としては、感染症の流行や、その時に預かっているこどもの状況、スタッフの急な退職、等の一時的な要因の影響も大きく、供給量が不安定になりがちである。



## 『子育て短期支援事業の運営状況及び在り方の検討に関する調査研究』 調査報告書概要版

(受託者：株式会社日本総合研究所)

## ■ 7. 【需給ギャップ】最適な支援のための方策について

## (1) アンケート調査結果①

## &lt;自治体・ショートステイ里親&gt;

## a. 広域連携におけるショートステイ里親の人材育成・確保施策

里親活用は回答した自治体のうち約24%において活用がされており、現在検討中の自治体も含めると約37%程度である。**里親活用がない理由は里親の認知度不足から人材不足であることと里親の所在地を把握できていないことの割合が高い。**活用できている自治体においては、約57%の自治体で都道府県と本事業を受け入れ可能な里親の名簿共有において連携している。里親活用にあたっての現状として、フォスティング機関等を活用していない自治体の割合が約46%と比較的高い状況である。加えて、事業所の里親の振り分けは、里親の過去利用実績や相性から判断している自治体も一定数存在しており、ショートステイ里親として受け入れ意向はあるものの自治体から依頼がなかった（里親向け調査 Q6参照）ことを踏まえると、**受け入れ実績がある特定の里親に依頼が集中している現状がある可能性**がある。このことから、供給量の確保に向けて里親活用を推進していくためには、フォスティング機関をはじめとした**関係機関とショートステイ里親の情報の共有や取組（人材確保、マッチング等）の連携を図りつつ、都道府県や近隣市町等、広域で連携しながら人材の発掘・育成を進めていくことが有効と想定される。**

## b. 利用者へのショートステイ里親の理解促進施策

里親活用にあたって、事業所とショートステイ里親の振り分けを利用者意向に沿って行っている自治体が約42%や、過去の実績・相性から判断とする自治体が約35%で比較的多い。また、利用者からは里親の情報不足や、個人宅に預けることが不安であるため、里親を利用したくないとする回答が比較的多い。このことから、**ショートステイ里親の担い手側の認知度向上（掘り起こし）だけではなく、利用者側のショートステイ里親の理解を深め利用意向を示すように、丁寧な説明や里親の情報提供、ショートステイ里親のお試し体験利用等、利用に当たっての心的ハードルを下げる工夫も有効と想定される。**

## c. 対象者の考え方の整理及びリソースの有効活用・拡充施策

供給量不足等の需給ギャップの解消のために、需要側では広報活動での利用促進（約26%）や相談員への周知・研修の実施（約16%）、供給側では里親活用の推進（約19%）が工夫として挙げられている。今後、供給量を拡充予定の自治体における方策として「委託機関の追加・増加」が最も割合が高いものの、供給量確保（増大）にあたっての障壁として「実施可能な施設が現状以上ない」というリソースの限界を上げる自治体が最も多く存在する。また、供給量確保に向けた国への要望として、補助額の増加と並び、本事業を提供可能な事業所の紹介を望む意見が比較的多い。このことから、**①既存リソースの効率活用を目的とする広域連携の推進（広域連携にあたっての調整の支援、好事例の紹介、広域連携時の事業者へのインセンティブ付与等）、②ショートステイ里親の掘り起こし・育成による柔軟に対応可能な供給量の確保、③支援すべき対象者・需要量の考え方の再考（供給量や自治体の状況を踏まえ、支援すべき利用対象者を見極め（まずは要保護・要支援児童のいる家庭に限るなど）、適切な手段でアプローチ）、**が供給量確保に向けた打ち手として有効と想定される。

## &lt;事業者&gt;

## d. 事業実施にあたっての補助増額施策

人員確保の困難さ、という本事業の課題の背景には、本事業実施においては利用調整、保護者の相談支援、登校支援、イレギュラー対応等の付随的な業務が多く発生すること、また利用者は配慮が必要な特性等があるケースが多いこと等より、業務負荷が高く、専従職員の必要性が高いことがある。しかし、人員を十分に配置できるほどの補助が無く、収益につなげにくい実態があるものと推測される。上記を勘案すると、まず、**基本単価の増加、専従人員配置加算の拡充、といった財政支援の拡充の必要性**が挙げられる。

## e. 責任所在・意思決定（業務の流れ）の明確化施策

トラブル発生時や利用調整に係る責任の所在が不明瞭であることも課題として挙げられており、このことが本事業実施事業所にとっての業務負荷増大に影響する一因であるとも考える。そのため、本事業の業務の流れや実施主体を明確化させることも考えられ、実際に要望もされている。

## f. 多様な事業者の確保施策

受入時の制約（具体的には児童の性別・年齢、配慮が必要な特性、緊急の利用希望）によって利用を断るケースがあることも課題として挙げられている。児童の性別・年齢の制約によって利用を断るケースに関して、**施設種別によって受け入れやすい児童の年齢・属性が異なることを踏まえると、自治体ごとで委託先施設の種類の拡充させると、供給量確保につながる可能性**がある。また、特に利用者の配慮が必要な特性によって利用を断るケースに関して、供給体制の数のみならず、より多様なニーズに対応できる体制をどう整えるかという観点でも供給について検討する必要がある。

## &lt;ショートステイ里親&gt;

## g. ショートステイ里親に対するサポート施策

ショートステイ里親が本事業を円滑に実施し、利用者に適切に支援を提供するために、ショートステイ里親をサポートするような施策として以下が想定される。

- ✓ 保育園での一時保育利用
- ✓ 共働き世帯の里親への送迎の代理対応
- ✓ 外出の行動範囲の拡大やマイカー利用の許可
- ✓ マッチング・報告等のオンライン化
- ✓ 関係機関の垣根を超えた連携体制強化
- ✓ ショートステイ里親が相談できる24時間の相談窓口の設置

## 『子育て短期支援事業の運営状況及び在り方の検討に関する調査研究』 調査報告書概要版

(受託者：株式会社日本総合研究所)

## ■ 7. 【需給ギャップ】最適な支援のための方策について

## (1) アンケート調査結果②

## 【本事項に係る委員のご意見】

- 自治体から本事業について財政的な問題をよく聞くため、自治体の財政規模を確認する必要がある。本事業の予算を今ある予算のどこに組み込めるかどうかが、本事業の取組における課題となっていると  
思料する。広域連携の取組の自治体モデルを提示する場合においても、都道府県が財政的なバックアップを行っているのか等を示す必要がある。児童家庭支援センターなどが複数の自治体と委託を受ける  
場合、自治体の頭数で割って人員配置支援加算をつける形では本事業は進まないと考えており、どこが判断を行うかが重要と考えられる。
- 専従人員配置支援加算を把握していない自治体も多いと考えられる。もし専従人員配置支援加算を自治体が把握していても、事業者との交渉に慣れていない自治体があると考えられるため、都道府県  
が市町村と事業者のマッチング機会を設けることが望ましいと考えている。さらに、自治体向けアンケート結果において、ニーズがないため本事業を実施する必要があるとの回答があり、受け身で考えている自  
治体がある。
- 自治体向けアンケート結果でも、保護者が里親への預かりに対する不安から断られるとの回答があった。実際に里親ショートステイを実施していると、問題ないと考えられるが、未経験の自治体は里親に預け  
ることへの不安がある。保護者に対して説明すれば里親ショートステイを受け入れてくれることも含め、自治体に対して説明する必要がある。供給量全体を増やすためには里親ショートステイの実施が必要に  
なる。(再掲)
- 本事業を実施する場合、利用者との連絡調整に一定程度の作業負担が生じる。今後、本事業の供給量増大を目指すにあたっての課題の一つになるのではないかと考える。また同様に、里親委託をしない理由と  
して、里親との調整業務の作業負担が一定程度あることも要因に挙げられると考える。本事業の供給量増大を目指すにあたり、利用者や里親との「調整人材」の確保が一つの重要な要素になると考える  
。
- 「調整業務」と一言で言っても、定員に空きがある施設に機械的にこどもを預けているのみの場合もあれば、アセスメントを行い、利用者のニーズ等を踏まえた上で施設等とのマッチングまで行っている場合もあ  
ると考えられる。
- 市町村が、児童相談所が実施している水準でソーシャルワークを実施し、かつ責任を請け負うことができるようになれば、事業者は本事業に着手しやすくなると思う。また、市町村と施設、市町村と里親が  
、顔の見える関係を築けていないという課題がある。

## 『子育て短期支援事業の運営状況及び在り方の検討に関する調査研究』 調査報告書概要版

(受託者：株式会社日本総合研究所)

## ■ 7. 【需給ギャップ】最適な支援のための方策について

## (2) ヒアリング調査結果

## a. 供給量確保のための工夫・効果

## &lt;自治体&gt;

本事業を必要とする家庭に適切に届けるためには、保護者と信頼関係を構築とアセスメントの実施が必要である。また、利用申請を行った際に、制度や枠の問題から利用できず支援が途切れることを防ぐために、**利用制限（月当たり上限利用日数）を緩和しリピート利用を促すことや、必要性が高い人が利用できるよう緊急用の枠を設け柔軟な対応を可能とする工夫を行っている自治体も存在**する。

ショートステイ里親について、供給量確保の観点からは有効であり、子育て短期支援事業は、経験の浅い里親にとって活躍しやすい事業として捉えられている。加えて、先輩里親から若手里親に子育て短期支援事業の情報や成功体験を共有する機会として里親が集まる定例会等を設けることで、若手里親の本事業への理解促進、スキル・ノウハウの獲得につながり、効果的に育成・ショートステイ里親の人材確保につながる。また、ショートステイ里親と市町が連携できる会議体を設けることで、両者間での関係性構築に寄与し、利用調整などを円滑に進めることが可能であるという効果も期待できる。

また、ショートステイ里親は利用にあたっての心理的ハードルを下げるために、**利用申請者とショートステイ里親とで事前に顔合わせを行うことで、利用者・ショートステイ里親双方の安心につながり、結果としてショートステイ里親は登録されているが申請は施設に偏るという需給ギャップ発生を防止**できる。

## &lt;事業者&gt;

他事業の職員が協力している場合もあり、夜間や利用者が多い日などは母子生活支援施設の職員が本事業にも関わる体制や、居場所事業で関わっているスタッフに声がけをして本事業に協力、支援を提供している事例がある。

## b. 専従人員配置支援等の国支援の活用検討状況

## &lt;自治体&gt;

専従人員配置支援は従前から必要性を感じて、当該人材の配置を検討・実施している場合には活用できている自治体もある。他方で、**ショートステイ専用棟がなければ活用しづらい、複数自治体が1事業者に委託している場合は自治体間で調整が必要である等、補助の活用にあたっての使いづらさ**に対する意見もある。

## &lt;事業者&gt;

専従人員配置支援の対象として、毎日多くの利用者を受け入れている場合を想定とした補助や、コーディネータ配置に対する活用が望まれる。また、他自治体との調整（自治体同士の調整）が専従人員配置の活用における課題となっている。

## c. 事業拡充に向けた効果的な国からの支援等

## &lt;自治体&gt;

国に求める支援として、①事業費の補助拡充、②ショートステイ里親の育成・活用促進の2点があった。

✓ **事業費の補助拡充**…事業の継続実施・拡充のためにはソーシャルワーク人員、送迎、専従人員配置支援の加算、補助単価の加算が求められている。

✓ **ショートステイ里親の育成、活用促進**…ショートステイ里親とは都道府県の協力を得て、市町村と里親の関係を構築することが一案である。また、ショートステイ里親の確保や育成のための里親登録に向けた支援や里親育成に向けた研修支援、ショートステイ里親の認知度を高める取組が有効である。

## 【本事項に係る委員のご意見】

- 専従人員配置支援加算について、そもそも予算をとっていない自治体やとる必要がないと考えている自治体もあると思料されるが、広域連携においてその他の自治体との足並みをそろわない課題があると考えられる。他の自治体が専従人員配置支援加算をつけるのであれば対応すると答えている自治体の話を聞いたことがある。
- 里親ショートステイに関して、「供給量の確保のために受け皿を広げること」と「通学の保障など供給の質を確保すること」は、自治体の事業の取組段階によってどちらに取り組むべきかが異なる。通学の対応まで必要となる場合、これから取組を進めていくような自治体にとって高いハードルとなってしまう。
- 嘉麻市の取組について、過去に嘉麻市の児童養護施設の室長と話をしたことがあり、かつて自治体に事業実施を依頼したところ断られた経験があると聞いた。自治体の窓口が変わったことにより事業実施に至ったというケースは、他自治体でも事業を始める手掛かりになると考える。事業を実施したい児童養護施設や足踏みしている自治体にとって参考になるのではないかと。



## 『子育て短期支援事業の運営状況及び在り方の検討に関する調査研究』 調査報告書概要版

(受託者：株式会社日本総合研究所)

## 第3部 本調査のまとめ及び政策提言

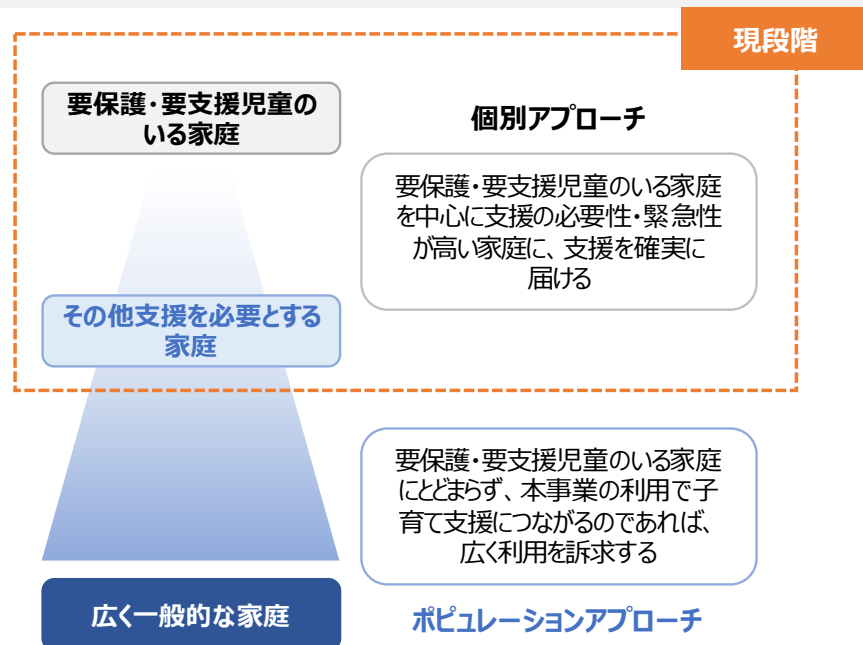
## 第1章 本調査のまとめ

## ■ 1. 本事業の実態まとめ

## (1) 目指すべき本事業の位置づけ

本事業の対象者は疾病、冠婚葬祭、レスパイトケア等、広く利用条件が設定されており、子育て短期支援事業実施要綱に沿えば幅広く利用できる事業となっているが、事業を展開していくうえで、ユニバーサルサービス（誰もが等しく受益できるサービス）として位置づけ、利用対象者を拡大していくことを目指しつつも、要支援・要保護児童のいる家庭等、特に支援が必要な世帯の需要に応じていく必要がある。

にも関わらず、利用状況に着目すると、本事業を実施しているものの要保護・要支援児童のいる家庭に届いていない（利用者が0人と回答した自治体が一定数存在）状況にある傾向が本調査で明らかになった。前述の通り、ユニバーサルサービスと位置付ける場合においても、その前提として支援の必要性・緊急性が比較的高い家庭（≒要保護・要支援児童のいる家庭を含む）に対して優先的に支援を届けていく必要があり、我が国の全体の傾向として、長期的には本事業を多様なニーズを持つ方が幅広く利用できるサービスを目指しつつも、まずは要保護・要支援児童のいる家庭に対して支援を確実に届ける段階にある。



## (2) 要保護・要支援児童のいる家庭に対し需給ギャップが発生している要因

前項の要保護・要支援児童のいる家庭に支援が届いていない状況があるが、主な要因として以下が明らかになった。

[本事業を未実施]

- ✓ 本事業を実施する事業者・ショートステイ里親が存在しない。
- ✓ 需要が少ないと認識している。

[本事業を実施 | 供給側の課題]

- ✓ 既存事業の空き枠で実施しており、人員・予算・場所共に不足している。人員については既存スタッフで対応、予算は補助単価そのものや調整役（コーディネーター）の人員相当の費用が不足、場所は既存事業の空き枠での対応しているため、利用申請が集中すると対応困難になる。
- ✓ 予算の補助として専従人員配置支援加算があるものの、複数自治体から受託している場合には自治体間での調整が必要になるが、実際には自治体間で調整・連携ができていない。
- ✓ 週末等特定の曜日に利用が集中する傾向があり、需要に変化に対して供給側で柔軟に対応できていない。
- ✓ 複数自治体から事業を受託している事業者も一定数存在しており、各自治体からの申請を申請順で受け付けているため、枠が無くなることもある。
- ✓ 相談員等が本事業を十分に理解し、対象者に事業を紹介、利用を訴求できていない可能性がある。

[本事業を実施 | 需要側の課題]

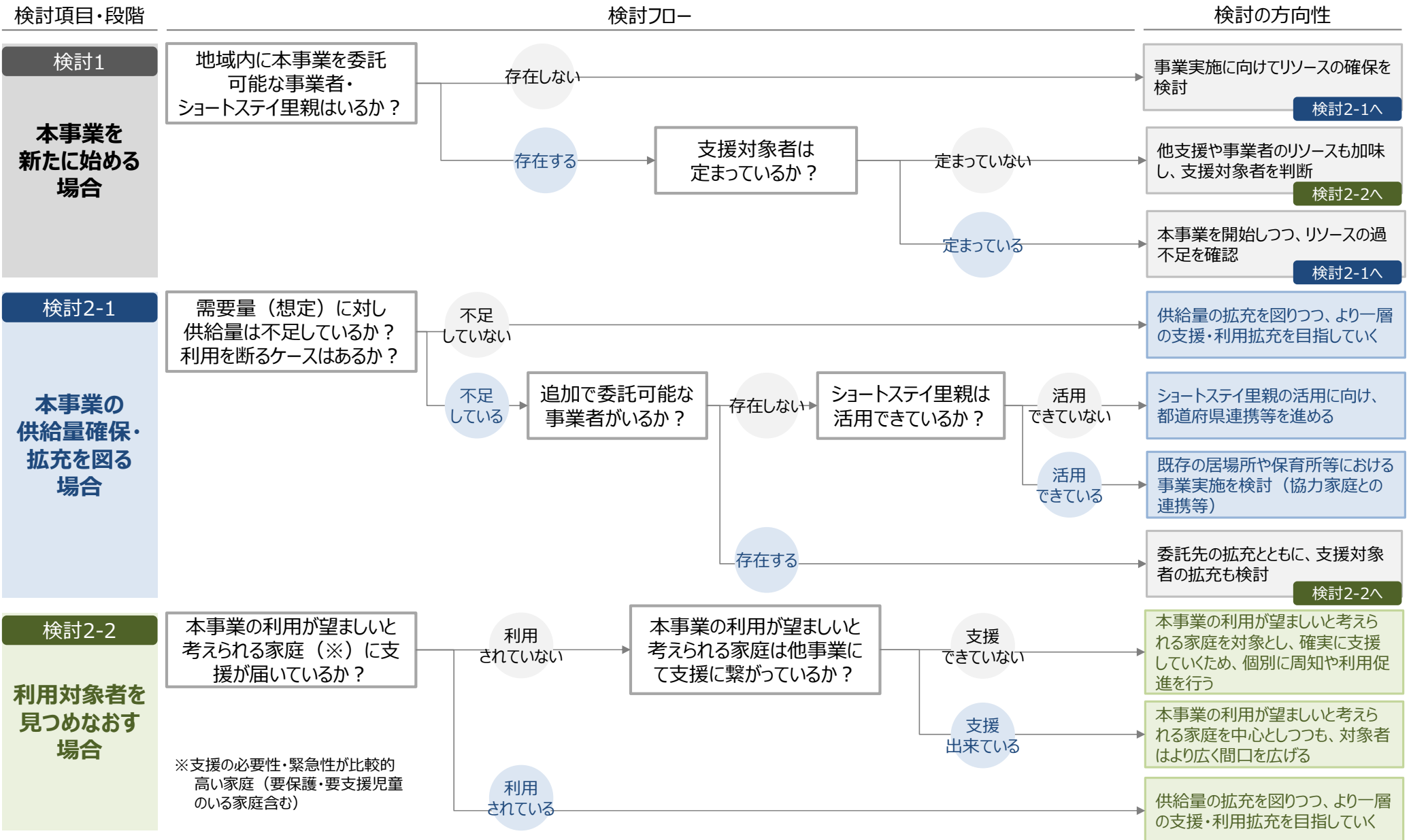
- ✓ 利用可能な場面や必要条件、支援内容などを把握できていない。
- ✓ 本事業を利用することに対して他の人に知られたくないという、心理的ハードルがある。
- ✓ ショートステイ里親の利用には心理的なハードル（里親の情報が分からないことに対する不安感、施設と比較して個人の家に預けることへの不安感）がある。

## 『子育て短期支援事業の運営状況及び在り方の検討に関する調査研究』 調査報告書概要版

(受託者：株式会社日本総合研究所)

## ■ 2. 本事業の在り方

本事業の実態や需給ギャップの発生要因を踏まえ、本事業においては自治体の検討熟度や実施状況（需要・供給の状況、自治体内での本事業の位置づけ）に応じて、本事業の拡充（新規実施）に向けた検討方針は異なる。そこで、本調査結果を踏まえ、検討項目や検討段階に応じた検討フロー（一例）を下記のとおり取りまとめた。



## 『子育て短期支援事業の運営状況及び在り方の検討に関する調査研究』 調査報告書概要版

(受託者：株式会社日本総合研究所)

## 第2章 事業拡充に向けた政策提言

## ■ 1. 政策提言の全体像

## ■ 2. 政策提言（案）

本調査の検討・議論や、社会的養護全体の流れとして施設的な養護から家庭的な養護等への切り替えが進められている背景等を踏まえ、本事業による支援を必要とする家庭に適切に支援が届けられるために国が主導して実施していくべき施策を「政策提言（案）」として下記のとおり抽出・整理した。

## 利用対象者の検討にあたっての支援

| # | 政策提言                     | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 事業趣旨を踏まえた利用対象者の見つけなおしの支援 | 自治体ヒアリングの結果から、国が公表する「市町村こども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」、すなわち、利用実績ではなく利用希望をもとに供給量を推定する意義・考え方は承知しつつも、現実的な判断として、実績等から量の見込みを算出している事例があることがわかった。事実、本事業の利用ニーズは経常的に困難な状況のみならず、突発的なライフイベントの変化によっても生じることが確認されており、必ずしも利用希望が供給量とイコールとは言い切れないことが示唆され、このことから、需要量の算出方法を単一的に規定することは実態と合致しない可能性がある。そのため、量の見込みの算出方法について各自治体の事例をグループ化のうえ、本事業の考え方（支援対象者の考え方）と算出方法、用いるデータを合わせて整理し提示することで、自治体が需要量を推し量り、確保すべき供給量を把握するにあたって負担軽減につながり、一助となるのではないか。 |

## 事業拡充（供給量の拡充）にあたっての支援 | 人材・事業者確保

| # | 政策提言                       | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 | 本事業を実施可能な施設・事業者の拡大         | 本事業を新たに開始するにあたり、こどもを預かる環境準備のための初期費用が多くなる課題がある。既に、こども食堂や、地域のこどもたちが利用できる多機能な居場所が地域にある場合、既存の居場所拠点を活用した本事業の取組の推進が考えられる。既存の居場所拠点を活用することで、初期費用の軽減が期待できる。また、地域のボランティアや協力団体との連携も既に確立されている場合が多く、人材の確保が比較的容易であるとのメリットもある。さらに、利用することもや親にとって既に馴染みのある環境を利用することで、新しい環境に対する不安やストレスを軽減し、安心して利用できる場所を提供することによる心理的負担の軽減が見込まれる。また、こどもや家庭の情報連携がスムーズになり、本事業の利用後にも社会資源への接続がしやすくなる可能性があると考えられる。既存の居場所では、すでに地域の他の支援機関やサービスとの連携が行われている場合が多く、必要とする支援へのアクセスが容易であることから、こどもや家庭が継続的に支援を受けられる体制が整い、本事業の効果が長期的に持続することが期待される。 |
| 3 | 里親ショートステイの実施における都道府県との連携強化 | 通常、里親は都道府県の管轄となっている。里親との接点を持たない市町村も多くある。そこで、都道府県が市町村との連携を強化（名簿等の情報提供等）することにより、市町村と里親の関係性を構築し、預かりの要望があった際の調整の円滑化や効果的なショートステイ里親制度の運用の推進に繋がる。また、里親ショートステイをスモールステップとすることにより、里親登録のハードルを下げる効果も期待される。さらに、里親会の定例会や交流会を通じて、里親間のネットワークが強化されることで、先輩里親の情報共有や成功体験の共有を通じて、若手の里親がノウハウやスキルを獲得できるなど、相互支援体制が確立に繋がり、支援の質の向上に繋がる。また、自治体においては都道府県との連携を強化することに加え、事業者との連携を強化することでショートステイ里親の活用を含め、本事業実施にあたっての調整の円滑化等を図ることが望ましい。                                                                                      |
| 4 | 里親の登録や育成に向けた支援             | 社会的養護施設等のリソースが限られる地域等においては、里親の活用が供給量確保に向けた一つの方策と考えられるが、現在里親を活用している自治体においても本事業に協力する里親を確保することに苦慮している。一方で短期の預かりとなる本事業は、特に若手の里親にとっても支援のハードルが低く、里親の経験を積むにあたり有効な事業と考えられる。こうした、里親にとっての利点を整理しながら、里親制度を所管する都道府県等が自治体との連携を図りつつ、里親に向けて本事業の周知を強化していくことが求められる。加えて、若手の里親でも安心して支援に関われるよう、支援ノウハウの獲得や本事業特有の悩みの解決に資する研修等を実施するなど里親の育成に向けた支援も併せて必要になる。具体的には、研修プログラムの提供や、里親同士の交流を促し経験や知識を共有する場の設定などが考えられる。                                                                                                        |



## 『子育て短期支援事業の運営状況及び在り方の検討に関する調査研究』 調査報告書概要版

(受託者：株式会社日本総合研究所)

## 事業拡充（供給量の拡充）にあたっての支援 | 予算の拡大

| # | 政策提言             | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 | コーディネート業務専門職員の配置 | <p>本事業を実施するにあたり、利用実績（日数、ショートステイ里親の登録数等）に応じてコーディネート業務専門職員を配置し、コーディネート業務の対応を手厚くすることで、効率的な運営を実現することが可能となると考えられる。</p> <p>本事業では、受付窓口（自治体/事業者）に利用申請がなされてから支援が提供されるまで、一例として下記のような調整業務が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用日時</li> <li>・ 自治体－支援提供者（事業者、ショートステイ里親）間の情報共有</li> <li>・ （施設での預かりの場合）事業者の職員の配置調整</li> <li>・ （里親ショートステイの場合）利用者とショートステイ里親のマッチング</li> </ul> <p>利用日時・場所等の確定後も、支援実施前にも下記のような調整が発生する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の事前面談（アセスメント）</li> <li>・ 利用者と施設/ショートステイ里親の顔合わせ</li> </ul> <p>また、ショートステイ里親においては、緊急時の相談先や支援時の送迎を担っているケースもある。</p> <p>他方で現状において上記調整を行う人材は、保育など他業務との兼務しており過度な負担が発生している。特に里親ショートステイでは利用者とショートステイ里親のマッチングの調整には時間と事務的負荷が生じることから、ショートステイ里親等の預かり先はあるものの、十分に里親ショートステイを活用できていないケースがある。</p> <p>以上を踏まえ、各種調整を担うコーディネート業務専門職員の配置を支援することにより、利用者の受け入れの迅速化、調整業務の一元化による他職員の負担軽減が期待でき、結果として既存の人的リソースにおける供給量の確保（効率化）につながる可能性がある。また、上記の効果を可視化できた場合には、他市町村においても施策として横展開や独自の助成として予算化され、なお一層効率的かつ効果的な支援の提供及び供給量確保につながる可能性がある。</p> |
| 6 | 専従人員配置支援加算の見直し   | <p>現在の専従人員配置支援加算は、1施設当たり定額で加算される制度である。一方で、活用する配置職員数は複数名も可能であるが、現行の補助限度額では雇用できる人数に上限があり、利用申請数が多い場合には調整を担う十分な人材の確保ができず、需要に対応できていない実態がある。また、複数自治体から委託を受けている場合、自治体間での経費の案分方法の連携が取れないため、専従人員配置支援加算の活用に課題が生じている場合がある。</p> <p>そのため、利用件数の実績に応じた加算や加配の仕組みを導入し、さらに複数自治体から委託を受けている場合の経費の案分方法に関する明確な方針を示すことが重要である。このような対応を行うことで、本事業を展開していくために、柔軟かつより現場のニーズに沿った支援が実現し、供給量の確保にもつながる可能性が高まると考えられる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

## 本事業に係るノウハウ、好事例の横展開

| # | 政策提言            | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7 | 専門家派遣制度による伴走型支援 | <p>本事業において支援を必要とする家庭に本事業を適切に届けるためには、本事業について相談員を含め、自治体職員が十分に理解したうえで、庁内にて本事業の意義や対象者が検討・共有されていることが重要である。他方で、本事業に関する取組事例や開始方法・拡充方法について情報が一元化して公開されてはならず、また各自治体の実情に応じて本事業の捉え方や対象者を整理する必要があることから、ノウハウ共有・移転の方法には工夫が必要である。</p> <p>このように個別事業に応じて検討・カスタマイズが必要かつ、ノウハウ共有に工夫が必要な場合における一つの有効施策として「専門家派遣」が存在する。具体例として、内閣府が推進するPPP/PFI事業について、自治体別には実施事業数が多くなく、事業化しても数年に1件程度かつ自治体職員は一定期間にて人事異動することからノウハウが蓄積しづらい状況にある。そこで、内閣府ではPPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験をもつ専門家を派遣する制度を実施しており、行政実務専門家（地方公共団体等職員）、民間の専門家（コンサルタント等）、PFI推進機構から専門家を派遣、ノウハウ共有や個別アドバイスを実施している。</p> <p>当該制度を参考に、本事業を含めた家庭支援事業等においても各自治体の実務経験者や学識経験者等の専門家の派遣相談受付・派遣実施をこども家庭庁が中心となって行うことで、優良事例やノウハウを効率的に横展開しつつ、自治体や事業者にとっては本事業を新規実施、拡充していくにあたっての障壁を低減することができるのではないかと考えられる。</p> |